

## 京都市立芸術大学大学院美術研究科聴講生に関する規程

(平成 24 年 4 月 1 日理事長決定)

第 1 条 京都市立芸術大学大学院学則第 36 条，第 38 条による美術研究科聴講生（以下「聴講生」という。）の取扱いは，この規程の定めるところによる。

第 2 条 聴講生の入学志願資格は，大学院修士課程在学生及び修了者又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

第 3 条 聴講志願には，聴講願書，履歴書，修了証明書（在学証明書），健康診断書を提出しなければならない。ただし，志願者が在職中の場合は所属長の，在学中の場合は当該大学の聴講承諾書を必要とする。

第 4 条 聴講生の入学選考は，学力試験，面接及び健康診断書によるものとする。

第 5 条 聴講生の修学年限は 1 年とし，引続き 2 年を超えて在学することはできない。

第 6 条 聴講可能な単位数及び科目は，1 学年 12 単位までとし，芸術学専攻科目とする。

第 7 条 聴講生に関して問題が生じたときは，教務委員会において協議する。

### 附 則

この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。